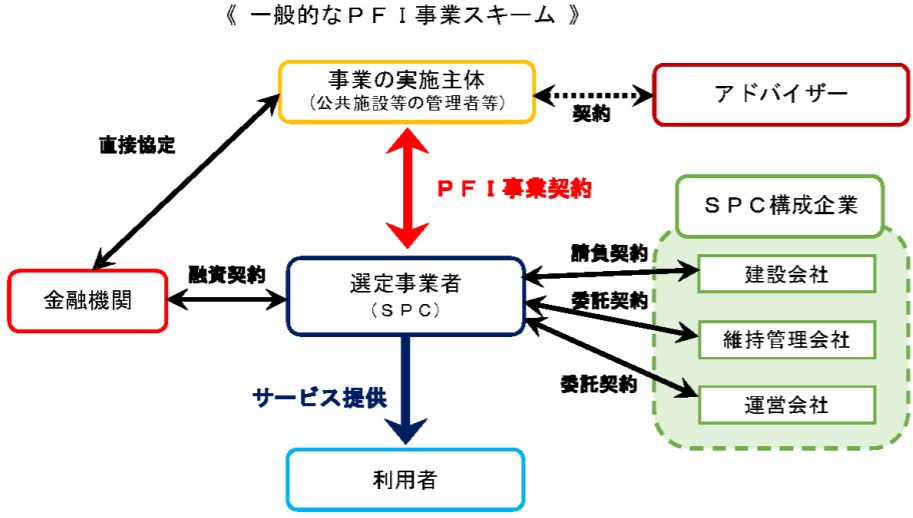
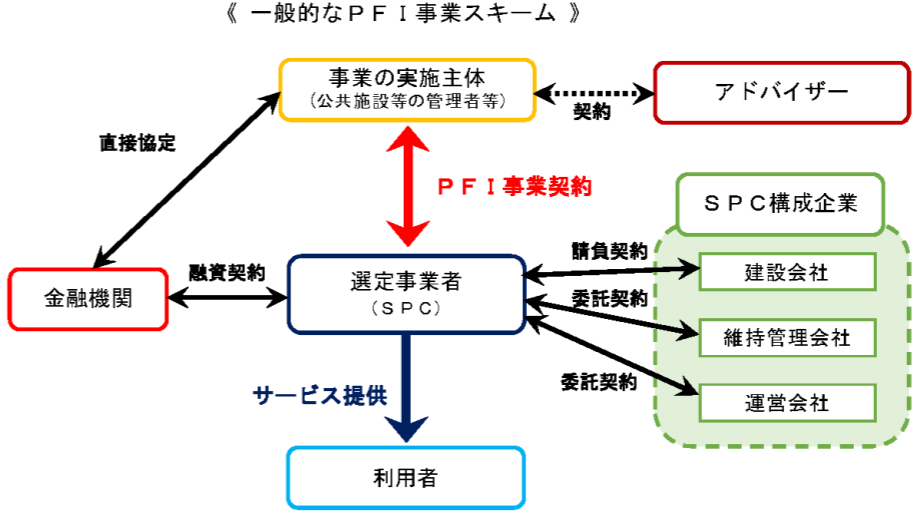
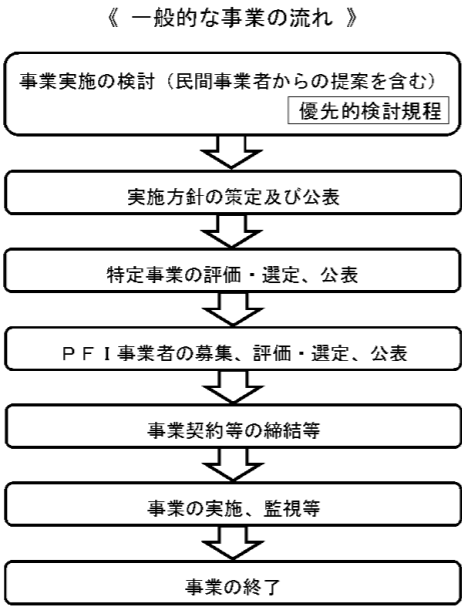
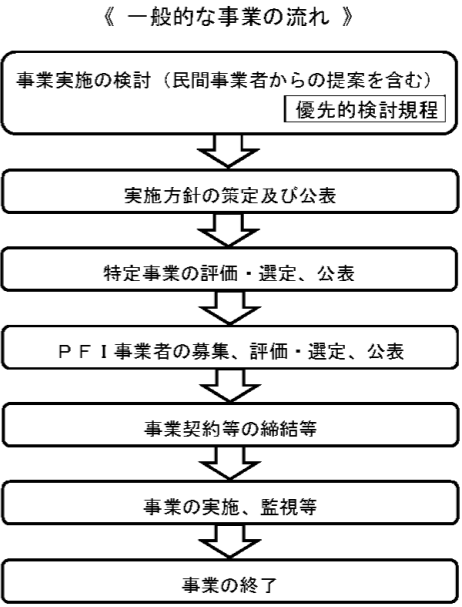







改訂前 (平成 31 年 4 月)	改訂後 (令和 5 年 12 月)	備考
<p>3 PFI事業の仕組み (一般的な構成)</p> <p>PFIでは事業の性質によって様々な事業スキームが考えられますが、ここでは一般的な例を示します。</p> <p>《一般的なPFI事業スキーム》</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道 (事業実施主体) <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供するサービスの内容や水準を確定し、事業の実施について決定します。 ・ 具体的に事業を進めるための実施方針等を策定し、特定事業の選定 (道としてPFI事業の実施を決定すること) を行い、PFI事業を適用することを決定します。 ・ 入札等により事業者を選定し、事業を実施します。 ・ 事業開始後は、PFI事業者が提供するサービス内容等を監視 (モニタリング) します。 ○ 選定事業者 (PFI事業者) <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業に応募しようとする企業は、複数の異業種企業とコンソーシアム (企業連合) を組み、入札等に参加します。 ・ PFI事業に選定されたコンソーシアムは、それぞれが出資してPFI事業を遂行するための「特別目的会社 (SPC: Special Purpose Company)」を設立し、事業実施主体とPFI事業契約を締結します。 ・ SPCは必要に応じてコンソーシアムに参加している企業やコンソーシアムに参加していないその他の企業と工事請負契約や維持管理・運営委託契約などの個別契約を結びます。 ・ PFI事業を遂行します。 ○ 金融機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ SPCに融資等を行います。 ・ SPCの破綻により事業遂行に支障が生じる場合への対応等を定めた直接協定 (ダイレクトアグリーメント) を事業実施主体と締結します。 ○ アドバイザー <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、事業の実施に必要な手続を円滑に進められるよう、金融、法務、技術等の専門知識を助言します。 <p style="text-align: center;">- 4 -</p>	<p>3 PFI事業の仕組み (一般的な構成)</p> <p>PFIでは事業の性質によって様々な事業スキームが考えられますが、ここでは一般的な例を示します。</p> <p>《一般的なPFI事業スキーム》</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道 (事業実施主体) <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供するサービスの内容や水準を確定し、事業の実施について決定します。 ・ 具体的に事業を進めるための実施方針等を策定し、特定事業の選定 (道としてPFI事業の実施を決定すること) を行い、PFI事業を適用することを決定します。 ・ 入札等により事業者を選定し、事業を実施します。 ・ 事業開始後は、PFI事業者が提供するサービス内容等を監視 (モニタリング) します。 ○ 選定事業者 (PFI事業者) <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業に応募しようとする企業は、複数の異業種企業とコンソーシアム (企業連合) を組み、入札等に参加します。 ・ PFI事業に選定されたコンソーシアムは、それぞれが出資してPFI事業を遂行するための「特別目的会社 (SPC: Special Purpose Company)」を設立し、事業実施主体とPFI事業契約を締結します。 ・ SPCは必要に応じてコンソーシアムに参加している企業やコンソーシアムに参加していないその他の企業と工事請負契約や維持管理・運営委託契約などの個別契約を結びます。 ・ PFI事業を遂行します。 ○ 金融機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ SPCに融資等を行います。 ・ SPCの破綻により事業遂行に支障が生じる場合への対応等を定めた直接協定 (ダイレクトアグリーメント) を事業実施主体と締結します。 ○ アドバイザー <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、事業の実施に必要な手続を円滑に進められるよう、金融、法務、技術等の専門知識を助言します。 <p style="text-align: center;">- 4 -</p>	

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p>4 PFIの効果</p> <p>PFIの効果としては、次の3点が考えられます。</p> <p>(1) 低廉かつ良質な公共サービスの提供</p> <p>PFI事業では、民間事業者の経営上のノウハウや技術力を活用できます。また、官民の適切なリスク分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われることや、建設、製造、改修（設計を含む。）、維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことにより、事業コストの削減、質の高い公共サービスの提供が期待されます。</p> <p>(2) 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革</p> <p>従来、国や地方自治体等が行ってきた事業を民間事業者が行えるようになるため、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくことが期待されます。</p> <p>(3) 民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化</p> <p>従来、国や地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらします。また、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会を生み出すこととなります。PFI事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等の新たな手法を取り入れることで、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンス・マーケットの創設につながることも想定されます。</p> <p>5 PFI事業の一般的な流れ</p> <p>PFI事業では、公共サービスとしての必要性やPFIを適用するかどうかを検討する「事業実施の検討」（民間事業者からの提案を含む）から始まり、検討結果に基づく「実施方針の策定」、PFIを適用して実施する「事業の選定」、「PFI事業者（民間事業者）の選定」、「契約の締結」などの手続を経て、PFI事業者により、事業が実施されます。</p> <p>事業開始後、道はPFI事業者が提供するサービス内容等を監視（モニタリング）していきます。</p> <p>（詳細は、第2章Iを参照。）</p>  <pre> graph TD A[事業実施の検討 (民間事業者からの提案を含む) 優先的検討規程] --> B[実施方針の策定及び公表] B --> C[特定事業の評価・選定、公表] C --> D[PFI事業者の募集、評価・選定、公表] D --> E[事業契約等の締結等] E --> F[事業の実施、監視等] F --> G[事業の終了] </pre>	<p>4 PFIの効果</p> <p>PFIの効果としては、次の3点が考えられます。</p> <p>(1) 低廉かつ良質な公共サービスの提供</p> <p>PFI事業では、民間事業者の経営上のノウハウや技術力を活用できます。また、官民の適切なリスク分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われることや、建設、製造、改修（設計を含む。）、維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことにより、事業コストの削減、質の高い公共サービスの提供が期待されます。</p> <p>(2) 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革</p> <p>従来、国や地方自治体等が行ってきた事業を民間事業者が行えるようになるため、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくことが期待されます。</p> <p>(3) 民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化</p> <p>従来、国や地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらします。また、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会を生み出すこととなります。PFI事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等の新たな手法を取り入れることで、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンス・マーケットの創設につながることも想定されます。</p> <p>5 PFI事業の一般的な流れ</p> <p>PFI事業では、公共サービスとしての必要性やPFIを適用するかどうかを検討する「事業実施の検討」（民間事業者からの提案を含む）から始まり、検討結果に基づく「実施方針の策定」、PFIを適用して実施する「事業の選定」、「PFI事業者（民間事業者）の選定」、「契約の締結」などの手続を経て、PFI事業者により、事業が実施されます。</p> <p>事業開始後、道はPFI事業者が提供するサービス内容等を監視（モニタリング）していきます。</p> <p>（詳細は、第2章Iを参照。）</p>  <pre> graph TD A[事業実施の検討 (民間事業者からの提案を含む) 優先的検討規程] --> B[実施方針の策定及び公表] B --> C[特定事業の評価・選定、公表] C --> D[PFI事業者の募集、評価・選定、公表] D --> E[事業契約等の締結等] E --> F[事業の実施、監視等] F --> G[事業の終了] </pre>	

改訂前 (平成 31 年 4 月)	改訂後 (令和 5 年 12 月)	備考
<p>6 PFIの事業類型及び事業方式</p> <p>(1) 事業類型 (事業費の回収方法による分類) 事業者の事業費の回収方法により、PFIの事業類型は、一般的に、サービス購入型、独立採算型、混合型の3つに分類されます。</p> <p>ア サービス購入型 (延べ払い型) PFI事業者 (民間事業者) が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、公共部門は、そのサービスの提供に対して対価を支払う事業類型です。 公共部門からあらかじめ定められたサービス購入料が支払われるため、安定的に事業を行うことができます。</p>  <p>イ 独立採算型 PFI事業者 (民間事業者) が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する事業類型です。</p>  <p>ウ 混合型 公共部門から支払われるサービス購入料と利用者による利用料金により事業コストを回収する事業類型です。</p> 	<p>6 PFIの事業類型及び事業方式</p> <p>(1) 事業類型 (事業費の回収方法による分類) 事業者の事業費の回収方法により、PFIの事業類型は、一般的に、サービス購入型、独立採算型、混合型の3つに分類されます。</p> <p>ア サービス購入型 (延べ払い型) PFI事業者 (民間事業者) が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、公共部門は、そのサービスの提供に対して対価を支払う事業類型です。 公共部門からあらかじめ定められたサービス購入料が支払われるため、安定的に事業を行うことができます。</p>  <p>イ 独立採算型 PFI事業者 (民間事業者) が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する事業類型です。</p>  <p>ウ 混合型 公共部門から支払われるサービス購入料と利用者による利用料金により事業コストを回収する事業類型です。</p> 	

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p>(2) 事業方式（施設の所有形態による分類） 事業期間中の施設の所有権や事業内容等によって、PFIの所有形態別の類型は、BTO方式、BOT方式、BOO方式、RO方式等に分類されます。 PFIによる場合の事業方式は、優先的検討規程に基づいて検討され、法令や制度上の制約や事業の特性などから総合的に判断することとなります。</p> <p>ア BTO方式 (Build-Transfer-Operate) PFI事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転（Transfer）し、PFI事業者が維持・管理及び運営（Operate）を行う事業方式です。</p> <p>イ BOT方式 (Build-Operate-Transfer) PFI事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、維持・管理及び運営（Operate）し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転（Transfer）する事業方式です。</p> <p>ウ BOO方式 (Build-Own-Operate) PFI事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、維持・管理及び運営（Operate）を行い、所有権も維持（Own）する方式で、事業終了時点でPFI事業者が施設を解体・撤去するか、当該施設を継続して運営することとなります。</p> <p>エ RO方式 (Rehabilitate-Operate) 施設を改修（Rehabilitate）し、管理・運営（Operate）する事業方式で、所有権の移転はなく、公共が所有者となります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】PFI以外のPPPの主な事業方式</p> <p>ア DBO方式 (Design-Build-Operate) 民間事業者に施設等を設計（Design）・建設（Build）の一括発注と、維持・管理及び運営（Operate）の一括発注を包括して発注する事業方式で、資金調達や工事発注、所有は公共が担うスキームです。</p> <p>イ 指定管理者制度 地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法です。</p> <p>ウ 包括的民間委託 公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託です。</p> </div> <p>(3) 公共施設等運営権（コンセッション方式） 平成23年のPFI法改正により、PFI事業の一つとして公共施設等運営権（コンセッション方式）が導入されました。 公共施設運営権（コンセッション方式）とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式であり、既存の施設・新設の施設ともに設定が可能です。 （詳細は第2章IIを参照）</p>	<p>(2) 事業方式（施設の所有形態による分類） 事業期間中の施設の所有権や事業内容等によって、PFIの所有形態別の類型は、BTO方式、BOT方式、BOO方式、RO方式等に分類されます。 PFIによる場合の事業方式は、優先的検討規程に基づいて検討され、法令や制度上の制約や事業の特性などから総合的に判断することとなります。</p> <p>ア BTO方式 (Build-Transfer-Operate) PFI事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転（Transfer）し、PFI事業者が維持・管理及び運営（Operate）を行う事業方式です。</p> <p>イ BOT方式 (Build-Operate-Transfer) PFI事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、維持・管理及び運営（Operate）し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転（Transfer）する事業方式です。</p> <p>ウ BOO方式 (Build-Own-Operate) PFI事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、維持・管理及び運営（Operate）を行い、所有権も維持（Own）する方式で、事業終了時点でPFI事業者が施設を解体・撤去するか、当該施設を継続して運営することとなります。</p> <p>エ RO方式 (Rehabilitate-Operate) 施設を改修（Rehabilitate）し、管理・運営（Operate）する事業方式で、所有権の移転はなく、公共が所有者となります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】PFI以外のPPPの主な事業方式</p> <p>ア DBO方式 (Design-Build-Operate) 民間事業者に施設等を設計（Design）・建設（Build）の一括発注と、維持・管理及び運営（Operate）の一括発注を包括して発注する事業方式で、資金調達や工事発注、所有は公共が担うスキームです。</p> <p>イ 指定管理者制度 地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法です。</p> <p>ウ 包括的民間委託 公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託です。</p> </div> <p>(3) 公共施設等運営権（コンセッション方式） 平成23年のPFI法改正により、PFI事業の一つとして公共施設等運営権（コンセッション方式）が導入されました。 公共施設運営権（コンセッション方式）とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式であり、既存の施設・新設の施設ともに設定が可能です。 （詳細は第2章IIを参照）</p>	

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考																																
<p>7 PFI事業の性格</p> <p>PFIの基本理念*や期待される成果を実現するため、PFI事業には、次のような性格（5つの原則と3つの主義）を持つことが求められます。（国のPFI基本方針前文を参照）</p> <p>(1) 5つの原則</p> <table border="1" data-bbox="281 558 1166 919"> <tr> <td>① 公共性原則</td> <td>公共性のある事業であること。</td> </tr> <tr> <td>② 民間経営資源活用原則</td> <td>民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。</td> </tr> <tr> <td>③ 効率性原則</td> <td>民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。</td> </tr> <tr> <td>④ 公平性原則</td> <td>特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 透明性原則</td> <td>特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。</td> </tr> </table> <p>(2) 3つの主義</p> <table border="1" data-bbox="281 989 1166 1213"> <tr> <td>① 客観主義</td> <td>各段階での評価決定について客観性があること。</td> </tr> <tr> <td>② 契約主義</td> <td>公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。</td> </tr> <tr> <td>③ 独立主義</td> <td>事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること</td> </tr> </table> <p>* PFIの基本理念（PFI法第3条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。 	① 公共性原則	公共性のある事業であること。	② 民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。	③ 効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。	④ 公平性原則	特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。	⑤ 透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。	① 客観主義	各段階での評価決定について客観性があること。	② 契約主義	公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。	③ 独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること	<p>7 PFI事業の性格</p> <p>PFIの基本理念*や期待される成果を実現するため、PFI事業には、次のような性格（5つの原則と3つの主義）を持つことが求められます。（国のPFI基本方針前文を参照）</p> <p>(1) 5つの原則</p> <table border="1" data-bbox="1498 558 2383 919"> <tr> <td>① 公共性原則</td> <td>公共性のある事業であること。</td> </tr> <tr> <td>② 民間経営資源活用原則</td> <td>民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。</td> </tr> <tr> <td>③ 効率性原則</td> <td>民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。</td> </tr> <tr> <td>④ 公平性原則</td> <td>特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 透明性原則</td> <td>特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。</td> </tr> </table> <p>(2) 3つの主義</p> <table border="1" data-bbox="1498 989 2383 1213"> <tr> <td>① 客観主義</td> <td>各段階での評価決定について客観性があること。</td> </tr> <tr> <td>② 契約主義</td> <td>公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。</td> </tr> <tr> <td>③ 独立主義</td> <td>事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること</td> </tr> </table> <p>* PFIの基本理念（PFI法第3条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。 	① 公共性原則	公共性のある事業であること。	② 民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。	③ 効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。	④ 公平性原則	特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。	⑤ 透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。	① 客観主義	各段階での評価決定について客観性があること。	② 契約主義	公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。	③ 独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること	
① 公共性原則	公共性のある事業であること。																																	
② 民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。																																	
③ 効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。																																	
④ 公平性原則	特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。																																	
⑤ 透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。																																	
① 客観主義	各段階での評価決定について客観性があること。																																	
② 契約主義	公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。																																	
③ 独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること																																	
① 公共性原則	公共性のある事業であること。																																	
② 民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。																																	
③ 効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。																																	
④ 公平性原則	特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。																																	
⑤ 透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。																																	
① 客観主義	各段階での評価決定について客観性があること。																																	
② 契約主義	公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。																																	
③ 独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること																																	

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p>II 庁内の推進体制</p> <p>1 PFIの推進体制</p> <p>PFIは、事業を効率的、効果的に実施するための一つの手法であることから、基本的に事業を所管する実施部局の発案によって検討が開始され、PFI導入の方針の決定やその後の諸手続も当該部局が担当します。</p> <p>一方で、PFIは、検討や手続の過程において、建築などの技術面や、財産管理、契約、財政などの制度面での専門的知識を要する課題が多くあります。</p> <p>このため、道におけるPFI事業の導入に当たっては、次のような推進体制により事業実施部局による取組を全庁的にサポートしていきます。</p> <p style="text-align: center;">《 PFIの推進体制図 》</p> <p style="text-align: center;">- 9 -</p>	<p>II 庁内の推進体制</p> <p>1 PFIの推進体制</p> <p>PFIは、事業を効率的、効果的に実施するための一つの手法であることから、基本的に事業を所管する実施部局の発案によって検討が開始され、PFI導入の方針の決定やその後の諸手続も当該部局が担当します。</p> <p>一方で、PFIは、検討や手続の過程において、建築などの技術面や、財産管理、契約、財政などの制度面での専門的知識を要する課題が多くあります。</p> <p>このため、道におけるPFI事業の導入に当たっては、次のような推進体制により事業実施部局による取組を全庁的にサポートしていきます。</p> <p style="text-align: center;">《 PFIの推進体制図 》</p> <p style="text-align: center;">- 9 -</p>	<p>備考</p>

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p>2 各部門の機能及び役割</p> <p>(1) PPP/PFI推進会議 「社会資本整備推進会議」の下に設置されている「PPP/PFI推進会議」（事務局：PPP/PFI総括担当部局）は、道におけるPFI事業の推進に関する全庁的な連絡調整を担います。</p> <p>(2) PFI支援チーム PFI事業の実施に当たっては、施設の技術的な内容や債務負担行為の設定、契約締結、財産管理など庁内横断的な専門知識や技術が必要となることから、これらを所管する部局職員で構成する「PFI支援チーム」を、必要に応じて個別の事業ごとに設置します。 設置に当たっては、事業実施部局がその必要性を検討し、PPP/PFI総括担当部局と協議の上、設置の可否について判断することとします。</p> <p>(3) 事業実施部局 事業実施部局においては、限られた予算の中で、いかにしてより良質なサービスをより効率的に実施するかというVFMの考え方に基づき、最適な事業手法を検討し、円滑にPFI事業を進めていくことが必要です。 このため、必要に応じ、PFI支援チームや外部アドバイザーの活用を図りながら、事業全体を適切に推進することとします。</p> <p>(4) PPP/PFI総括担当部局 道のPFI事業に関する総合的な窓口として、PPP/PFI推進会議の運営をはじめ、国や関係機関との調整等を行います。 また、PFI法に基づく民間提案制度の窓口として、提案の受付や庁内における調整を担います。</p>	<p>2 各部門の機能及び役割</p> <p>(1) PPP/PFI推進会議 「社会資本整備推進会議」の下に設置されている「PPP/PFI推進会議」（事務局：PPP/PFI総括担当部局）は、道におけるPFI事業の推進に関する全庁的な連絡調整を担います。</p> <p>(2) PFI支援チーム PFI事業の実施に当たっては、施設の技術的な内容や債務負担行為の設定、契約締結、財産管理など庁内横断的な専門知識や技術が必要となることから、これらを所管する部局職員で構成する「PFI支援チーム」を、必要に応じて個別の事業ごとに設置します。 設置に当たっては、事業実施部局がその必要性を検討し、PPP/PFI総括担当部局と協議の上、設置の可否について判断することとします。</p> <p>(3) 事業実施部局 事業実施部局においては、限られた予算の中で、いかにしてより良質なサービスをより効率的に実施するかというVFMの考え方に基づき、最適な事業手法を検討し、円滑にPFI事業を進めていくことが必要です。 このため、必要に応じ、PFI支援チームや外部アドバイザーの活用を図りながら、事業全体を適切に推進することとします。</p> <p>(4) PPP/PFI総括担当部局 道のPFI事業に関する総合的な窓口として、PPP/PFI推進会議の運営をはじめ、国や関係機関との調整等を行います。 また、PFI法に基づく民間提案制度の窓口として、提案の受付や庁内における調整を担います。</p>	

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p>第2章 PFI導入の手引</p> <p>I 道におけるPFI導入の手順</p> <p>道事業へのPFI手法の導入については、「北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程」や内閣府の「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に沿って、次のプロセスを基本に取り進めます。</p> <p>なお、実際の運用に当たっては、PFI法や国の基本方針、関係法令に反しない範囲で、個々の事業の性質に応じ、事業実施部局において、必要な手続を追加するなどの改良を加えることも可能です。</p> <pre> graph TD S1[1 事業実施の検討【ステップ1】] --> S1_1["(1) 適切なPPP/PFI手法の選択 (2) 簡易な検討 (3) 詳細な検討 (4) PFI導入の決定"] S1_1 --- P["優先的検討規程"] S1 --> S1_2["1-2 PFI法に基づく民間事業者からの提案の取扱い (PFI法第6条)"] S1_2 --> S2[2 実施方針の策定及び公表【ステップ2】 (PFI法第5条)] S2 --> S2_1["(1) 実施方針の策定見通しの公表 (2) 実施方針の内容検討 (3) 実施方針の策定 (4) 実施方針の公表"] S2_1 --> S3[3 特定事業の評価・選定、公表【ステップ3】 (PFI法第7条)] S3 --> S4[4 PFI事業者の募集、評価・選定、公表【ステップ4】 (PFI法第8条)] S4 --> S4_1["(1) PFI事業者の募集、評価・選定の方法 (2) 選定方法の決定・公告 (3) 資格審査 (4) 入札 (5) 事業者選考委員会の開催 (6) 落札者の決定 (7) 選定事業者の公表"] S4_1 --> S5[5 事業契約等の締結等【ステップ5】] S5 --> S5_1["(1) 仮契約の締結、議会の議決 (2) 契約の締結"] S5_1 --> S6[6 事業の実施、監視等（モニタリング）【ステップ6】] S6 --> S7[7 事業の終了【ステップ7】] </pre>	<p>第2章 PFI導入の手引</p> <p>I 道におけるPFI導入の手順</p> <p>道事業へのPFI手法の導入については、「北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程」や内閣府の「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に沿って、次のプロセスを基本に取り進めます。</p> <p>なお、実際の運用に当たっては、PFI法や国の基本方針、関係法令に反しない範囲で、個々の事業の性質に応じ、事業実施部局において、必要な手続を追加するなどの改良を加えることも可能です。</p> <pre> graph TD S1[1 事業実施の検討【ステップ1】] --> S1_1["(1) 適切なPPP/PFI手法の選択 (2) 簡易な検討 (3) 詳細な検討 (4) PFI導入の決定"] S1_1 --- P["優先的検討規程"] S1 --> S1_2["1-2 PFI法に基づく民間事業者からの提案の取扱い (PFI法第6条)"] S1_2 --> S2[2 実施方針の策定及び公表【ステップ2】 (PFI法第5条)] S2 --> S2_1["(1) 実施方針の策定見通しの公表 (2) 実施方針の内容検討 (3) 実施方針の策定 (4) 実施方針の公表"] S2_1 --> S3[3 特定事業の評価・選定、公表【ステップ3】 (PFI法第7条)] S3 --> S4[4 PFI事業者の募集、評価・選定、公表【ステップ4】 (PFI法第8条)] S4 --> S4_1["(1) PFI事業者の募集、評価・選定の方法 (2) 選定方法の決定・公告 (3) 資格審査 (4) 入札 (5) 事業者選考委員会の開催 (6) 落札者の決定 (7) 選定事業者の公表"] S4_1 --> S5[5 事業契約等の締結等【ステップ5】] S5 --> S5_1["(1) 仮契約の締結、議会の議決 (2) 契約の締結"] S5_1 --> S6[6 事業の実施、監視等（モニタリング）【ステップ6】] S6 --> S7[7 事業の終了【ステップ7】] </pre>	

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p>1 事業実施の検討【ステップ1】</p> <p>事業実施に当たって、事業実施部局は優先的検討規程に基づき、PPP/PFI手法などについて検討します。 プロセスの詳細は、優先的検討規程を参照してください。</p> <p>〈北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程〉</p> <p>【サウンディング型市場調査】 サウンディング型市場調査は、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法です。 対象事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業への民間事業者の参入意欲の向上が期待されます。 詳細については、内閣府・総務省・国土交通省「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」、国土交通省「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引」を参照してください。</p>	<p>1 事業実施の検討【ステップ1】</p> <p>事業実施に当たって、事業実施部局は優先的検討規程に基づき、PPP/PFI手法などについて検討します。 プロセスの詳細は、優先的検討規程を参照してください。</p> <p>〈北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程〉</p> <p>【サウンディング型市場調査】 サウンディング型市場調査は、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法です。 対象事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業への民間事業者の参入意欲の向上が期待されます。 詳細については、内閣府・総務省・国土交通省「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」、国土交通省「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引」を参照してください。</p>	

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p>1-2 PFI法に基づく民間事業者からの提案の取扱い</p> <p>民間事業者からPFI事業に係る実施方針策定の提案があった場合は、事業所管部局において、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければなりません。</p> <p>道においては、法に基づく民間事業者からの提案については、次のとおり対応することとします。</p> <p>【民間提案の受付】 民間事業者の提案に係る受付は、原則、PPP/PFI総括担当部局が行い、提案を受け付けた際には、速やかに対象施設等の所管部局へ提案内容を通知します。</p> <p>【民間提案に必要な書類】 民間事業者が民間提案制度に基づき提案を行う場合には、以下の書類を提出するものとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業の案 ・ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果 ・ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法 <p>【提案内容の検討】 事業所管部局は、以下の点について検討します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性 2 提案の実施可能性 3 PFI手法を活用することの妥当性 4 財政に及ぼす影響 5 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性 <p>なお、1の検討により整備等の必要性が無いと判断した場合、その他の検討は不要です。また、検討に際しては、以下の点に留意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知的財産の保護 2 提案を行った民間事業者との対話の実施 3 提案を行った民間事業者への追加資料の提出の要請 4 業務の遂行に支障の無い範囲で可能な限り速やかに検討を行うこと <p>ただし、2及び3については、当該民間事業者の過度の負担とならないように配慮しなければなりません。</p> <p>【関係部局との協議】 事業所管部局は、提案内容の検討に当たっては、関係部局と必要な協議等を行わなければなりません。</p> <p>【検討結果について】 事業所管部局は、民間提案を受けて実施方針を定めることが適当であると認める場合は、その旨を当該民間事業者に通知した後、速やかに実施方針の策定を行います。なお、民間提案を受けて実施方針を策定する際、知的財産として保護に値する提案内容については、その取扱いに配慮しなければなりません。</p> <p>また、民間提案を受けて実施方針を定める必要が無いと判断した場合は、その旨及び理由を当該民間事業者に通知します。</p> <p>【検討結果の公表】 事業所管部局は、民間提案を受けて実施方針を定める必要が無いと判断した場合において、新たに民間提案を行おうとする民間事業者の参考とするため、当該民間提案の事業案の概要、事業所管部局の判断の結果及び理由の概要について、当該民間事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意した上で、公表します。</p> <p>その他、民間提案に対する措置に当たり留意すべき事項等については、内閣府「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（1-2 民間事業者からの提案）を参照してください。</p>	<p>1-2 PFI法に基づく民間事業者からの提案の取扱い</p> <p>民間事業者からPFI事業に係る実施方針策定の提案があった場合は、事業所管部局において、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければなりません。</p> <p>道においては、法に基づく民間事業者からの提案については、次のとおり対応することとします。</p> <p>【民間提案の受付】 民間事業者の提案に係る受付は、原則、PPP/PFI総括担当部局が行い、提案を受け付けた際には、速やかに対象施設等の所管部局へ提案内容を通知します。</p> <p>【民間提案に必要な書類】 民間事業者が民間提案制度に基づき提案を行う場合には、以下の書類を提出するものとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業の案 ・ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果 ・ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法 <p>【提案内容の検討】 事業所管部局は、以下の点について検討します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性 2 提案の実施可能性 3 PFI手法を活用することの妥当性 4 財政に及ぼす影響 5 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性 <p>なお、1の検討により整備等の必要性が無いと判断した場合、その他の検討は不要です。また、検討に際しては、以下の点に留意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知的財産の保護 2 提案を行った民間事業者との対話の実施 3 提案を行った民間事業者への追加資料の提出の要請 4 業務の遂行に支障の無い範囲で可能な限り速やかに検討を行うこと <p>ただし、2及び3については、当該民間事業者の過度の負担とならないように配慮しなければなりません。</p> <p>【関係部局との協議】 事業所管部局は、提案内容の検討に当たっては、関係部局と必要な協議等を行わなければなりません。</p> <p>【検討結果について】 事業所管部局は、民間提案を受けて実施方針を定めることが適当であると認める場合は、その旨を当該民間事業者に通知した後、速やかに実施方針の策定を行います。なお、民間提案を受けて実施方針を策定する際、知的財産として保護に値する提案内容については、その取扱いに配慮しなければなりません。</p> <p>また、民間提案を受けて実施方針を定める必要が無いと判断した場合は、その旨及び理由を当該民間事業者に通知します。</p> <p>【検討結果の公表】 事業所管部局は、民間提案を受けて実施方針を定める必要が無いと判断した場合において、新たに民間提案を行おうとする民間事業者の参考とするため、当該民間提案の事業案の概要、事業所管部局の判断の結果及び理由の概要について、当該民間事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意した上で、公表します。</p> <p>その他、民間提案に対する措置に当たり留意すべき事項等については、内閣府「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（1-2 民間事業者からの提案）を参照してください。</p>	